

# 中小企業の活力強化・地域活性化 のための規制・制度改革の意見30

平成26年5月9日

日本商工会議所

## はじめに

- 政府は、規制・制度改革を「成長戦略」の柱に位置付け、昨年来、規制改革会議等において、健康・医療、雇用、創業・IT、農業、貿易・投資などの重点分野を中心に検討を進め、具体化に取り組んでいる。
- 日本商工会議所では、昨年5月に、規制改革会議等に対し、各地商工会議所の会員企業等へのヒアリングに基づく50の意見を提出したが、これまで多くの意見が実現または実現に向けて動き出しており、政府の積極的な対応を評価している。
- 日本の成長の原動力は、「中小企業の発展」と「地域の再生」である。そのためには、事業の多様性や社会の流動性を生み出す中小企業の「成長に向けた挑戦」を促進するとともに、農林水産業や観光といった地域の豊かな資源を他の産業と有機的に結び付け、「地域における付加価値の創造」を実現することが必要である。併せて、海外からの対日投資の拡大や柔軟な労働市場の整備などに取り組むことも不可欠であり、政府は、日本経済の再生に向けて、規制・制度改革を一段と加速すべきである。
- 以上の認識に立ち、日本商工会議所では昨年につき、「中小企業の活力強化」と「地域活性化」を図る視点から、各地商工会議所会員企業等の規制・制度改革を望む現場の声をヒアリングし、本意見をとりまとめた。
- 成長戦略の担い手は民間である。本意見は、実需に基づく生の声であり、政府においては、意欲ある中小企業と地域の挑戦を妨げる規制についてひとつひとつ検討して答えを出し、成長を強力に後押しされたい。また、既存の構造改革特区や総合特区、さらには国家戦略特区で認められた特例措置については、事業者の声を十分に聴取して全国の希望する地域に適用を拡大し、日本全体の底上げにつなげるべきである。
- 日本商工会議所としては、今後も、規制・制度改革を望む中小企業や地域の声を収集し意見を申し述べるとともに、中小企業の成長と地域の再生、日本経済発展のために尽力していく所存である。

# 目 次

## 1. 中小企業の成長の促進

- (1) 創業・起業・ベンチャーの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 経営力の強化・人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 海外展開・国際競争力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 2. 地域の再生・活性化の後押し

- (1) 観光産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 強い農林水産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 地域の安心・安全・成長を支える基盤づくり・・・・・・・・・・ 15

## 3. 対日投資の拡大

- (1) 外国企業の誘致促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 4. 行政・財政改革

- (1) 行政・財政運営の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

# 1. 中小企業の成長の促進

## (1) 創業・起業・ベンチャーの支援

### ① 生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること

中小・小規模事業者が、地域資源である農林水産品を活用して新たな商品開発にチャレンジする際に、食品衛生法により、生産量の大小にかかわらず業種ごとに部屋や生産設備をそれぞれ設置する必要があるが、生産量の少ない事業者にとっては過剰な設備となる。洗浄・消毒を徹底することなどで食品の安全・衛生を確保することが可能な場合もあるため、施設基準を緩和すること。【厚生労働省】

(注) 食品衛生法では、営業許可の必要な業種が下記の通り定められており、営業許可の取得のためには業種ごとの部屋や生産設備を用意する必要がある。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ① 飲食店営業       | ② 喫茶店営業             |
| ③ 菓子製造業       | ④ あん類製造業            |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ⑥ 乳製品製造業            |
| ⑦ 食肉製品製造業     | ⑧ 魚肉ねり製品製造業         |
| ⑨ 食品の冷凍又は冷蔵業  | ⑩ 清涼飲料水製造業          |
| ⑪ 乳酸菌飲料製造業    | ⑫ 氷雪製造業             |
| ⑬ 食用油製造業      | ⑭ マーガリン又はショートニング製造業 |
| ⑮ みそ製造業       | ⑯ しょう油製造業           |
| ⑰ ソース類製造業     | ⑰ 酒類製造業             |
| ⑱ 豆腐製造業       | ⑲ 納豆製造業             |
| ⑳ めん類製造業      | ㉑ そうざい製造業           |
| ㉒ かん詰又はびん詰製造業 | ㉒ 添加物製造業            |
| ㉓ 乳処理業        | ㉓ 特別牛乳さく取処理業        |
| ㉔ 集乳業         | ㉔ 食肉処理業             |
| ㉕ 食品の放射線照射業   | ㉕ 乳類販売業             |
| ㉖ 食肉販売業       | ㉖ 魚介類販売業            |
| ㉗ 魚介類競り売り営業   | ㉗ 氷雪販売業             |

② **医療機器の承認申請をする際のPMDAの相談料金を中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。また、改良医療機器の審査期間を短縮すること**

中小企業がすでに製造販売されている医療機器を改良して新たな製品を開発し、承認申請する際に、それが「後発医療機器」と「改良医療機器」のどちらに該当するのかを判断することが難しいため、事前に相談できる簡易な無料の相談制度を創設すること。また、製造した医療機器の承認申請をする際のPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）における事前相談手数料は高額で、中小企業にとって大きな負担であるため、免除・減免など中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。さらに、人員等の審査体制を拡充することなどにより、現行約6～10か月を要している改良医療機器の審査期間を短縮すること。【厚生労働省】

(注) 医療機器の申請区分

- ①新医療機器：既に製造販売の承認を受けている既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なる医療機器。
- ②改良医療機器：新医療機器等又は後発医療機器のいずれにも該当しない医療機器。すなわち、再審査の指示を受ける対象となるほどの新規性はないが、既存の医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が実施的に同等でないもの。
- ③後発医療機器：既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が実質的に同等で同一性を有すると認められる医療機器。

(注) PMDAでの医療機器の承認件数

- 後発医療機器：907件、改良医療機器：273件、新医療機器33件（平成23年度）

(注) PMDAの相談手数料の例

- 医療機器の申請区分を書面によって相談する場合の手数料139,100円。
- 申請資料、試験結果等のまとめ方について対面相談（2時間）する場合の手数料2,482,000円。

(注) PMDAでの審査期間

- 後発医療機器3.6ヵ月。改良医療機器6.0ヵ月（臨床なし）から10.6ヵ月（臨床あり）  
（いずれも平成25年10月までの中央値）

(注) 特許料は、企業規模等に応じて免除（非課税個人等）、半額軽減（非課税法人等）、3分の1に軽減（小規模、ベンチャー等）等の支援・優遇制度が講じられている。

### ③ 民間企業が行う急病人等搬送サービスに使用する車両を緊急自動車として認めること

地域包括ケアの進展に伴い需要の拡大が見込まれる民間企業による急病人等搬送サービスは、患者の容態が急変した場合などは緊急性が極めて高く、かつ公的サービスを補完するものでもあるため、運行の安全に十分配慮したうえで、搬送サービスに使用する車両を道路交通法で規定する緊急自動車に指定し、駐停車禁止区域内でのストレッチャーを含む患者の乗り降りや、赤色灯等の使用を認めること。【警察庁】

(注) 道路交通法施行令第十三条で緊急自動車として認められているのは

消防車、救急車、警察用自動車、自衛隊用自動車、検察庁が使用する自動車、刑務所が使用する自動車、入国者収容所などが使用する自動車、電機事業者、ガス事業者その他の公益事業者が使用する自動車、水防機関が使用する自動車、輸血に用いる血液製剤を販売するものが使用する自動車、医療機関が臓器の運搬などのために使用する自動車、道路の管理者が使用する自動車、総合通信局などが使用する自動車、交通事故調査分析センターが使用する自動車などに限られる。

(注) 道路交通法第四十一条

緊急自動車は下記交通規則が除外される。

第八条第一項（通行の禁止等）

第十七条（通行区分）第六項（通行禁止部分）

第十八条（左側寄り通行等）

第二十条（車両通行帯）第一項及び第二項

第二十条の二（路線バス等優先通行帯）

第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項及び第二項

第二十五条の二（横断等の禁止）第二項（指定横断等禁止）

第二十六条の二（進路の変更の禁止）第三項（道路標示）

第二十九条（追越しを禁止する場合、二重追越し）

第三十条（追越しを禁止する場所）

第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項及び第四項

第三十五条（指定通行区分）第一項

第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）第一項前段及び第三項（横断歩道等に接近する場合の減速、手前での追抜き禁止）

(注) 緊急自動車は緊急走行時には、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点けなければならない。（道路交通法施行令第十四条）

#### ④ 株式会社による医療機関への直接参入を認めること

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること。【厚生労働省】

- (注) 産業競争力会議が取りまとめた「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成 26 年 1 月 20 日)の中で、医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等として、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の創設を検討する方針が示された(具体的内容は平成 26 年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じるとされている)。こうした法人制度改革を更に進める必要がある。
- (注) また、医療法人の理事長については、医療法(第 46 条の 3)で都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できることになっているが、規制改革会議において、医師・歯科医師の資格を持たない民間企業の経営者等が「届出制」で医療法人の理事長になれるよう議論しているところ。
- (注) 医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている(医療法第 7 条第 5 項)。
- (注) 医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待される。

## (2) 経営力の強化・人材の確保

### ① 広大な牧場の敷地内を入場者の移動のためだけに使うバスについては、一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること

広大な牧場の敷地内を入場者が移動するためだけに使うバスについては、公道において一般客の乗り降りを伴う他の一般貸切旅客自動車運送事業とは目的と形態が異なるため、公道を通行する場合でも、運行の安全に十分配慮したうえで、道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること。【国土交通省】

(注) 一般貸切旅客自動車運送事業とは、旅行会社等が集めた旅行者の団体を運送するバスのように、一つの団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業のこと。

(注) 一般客は乗車せず、乗り降りは私有地のみであるにもかかわらず、当該牧場の入場者のための移動用バスが公道を通過するだけで、貸切バスを業として営む事業者と同様に道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業として地方運輸局長の許可を受ける必要が生じ、乗車定員 11 名以上のバスを最低 3 両以上保有する義務が課せられる。

(注) 適用除外を希望する当該企業は、冬季を除く 4 月～11 月の間、1 日 4 本のスケジュールで移動用バスを運行しているが、1 両で十分に足りる状況にある。(【平成 24 年度利用実績】14,106 名⇔【1 両での最大輸送可能人数】20,000 人=25 人乗り×1 日 4 回×稼働 200 日)

### ② 患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること

適正な競争原理の下で、医療機関（鍼灸院含む）の質やサービスの向上を図るとともに、患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること。【厚生労働省】

(注) 医療や鍼灸院等に関する広告は、「医療法」(第 6 条の 5)、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(第 7 条)において、法または広告告示により広告が可能とされた次の事項以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。

※現在の主な広告可能事項：診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など

(注) 医療機関の専門分野や特技・特徴を患者に伝える広告の解禁によって、①患者がかかりつけ医を選択する際の判断材料が増え、②医療機関間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。

(注) 全国の医療施設数 177,220 (①病院：8,567、②一般診療所：100,112、③歯科診療所：68,541)  
全国の鍼灸院等施術所数 80,210 (①あん摩・マッサージ・指圧：19,880、②鍼灸：23,145、③両方(①+②)とも施術：37,185)



### ③ 外国人技能実習制度の対象職種・作業を拡大（介護、地場産品製造等）すること

わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担う外国人技能実習制度の拡充と、わが国中小企業の成長や地域再生に必要な人材の確保に向け、高齢化社会で需要の増大が見込まれる介護のほか、全国各地の地場産品製造（ジュエリー製造、木材加工等）などに、外国人技能実習制度の対象職種・作業を拡大すること。【厚生労働省】

（注）外国人技能実習制度における「技能実習2号イ」への移行対象職種・作業は、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種・作業と、JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）認定による公的評価システムに基づく職種・作業を合わせて、平成26年4月1日現在合計68職種126作業に限られている。このうち、技能検定によるものが53職種83作業で、JITCO認定による公的評価システムによるものが15職種43作業。内訳は次のとおり。

- ・農業関係（2職種5作業）
- ・漁業関係（2職種9作業）
- ・建設関係（21職種31作業）
- ・食品製造関係（7職種12作業）
- ・繊維・衣服関係（11職種20作業）
- ・機械・金属関係（15職種27作業）
- ・その他（10職種22作業）

### ④ 関西イノベーション国際戦略総合特区における臨床修練制度の修練期間（現行最大2年間）を4年間に延長すること

関西イノベーション国際戦略総合特区において、臨床修練制度を利用する外国人医師の医学部博士課程への進学ニーズ等に対応するため、現行は最大2年間とされている修練期間を4年間に延長すること。

【厚生労働省】

（注）臨床修練制度（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律）

- 趣旨：医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師・外国看護師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で医業・看護業務等を行うことを特例的に認める制度。
- 臨床修練の定義：外国医師・外国看護師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業・看護業務等を行うこと。
- 臨床修練の許可：外国医師・外国看護師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内（外国看護師等は1年以内）の期間、臨床修練を行うことができる。
  - ① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。
  - ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
  - ③ 外国医師・外国看護師等の資格を取得後、3年以上の業務経験を有すること。

（注）わが国の医学部での学生の標準在籍期間は6年間。医学部博士課程は一般的に4年間

### (3) 海外展開・国際競争力の強化

---

#### ① 貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること

貿易業者が輸入申告を行う税関官署は、貨物を出し入れする保税地域などの所在地を管轄する税関官署に限定されているが、申告手続の利便性向上・効率化のため、貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること。【財務省】

(注) 平成25年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告については一元的にNACCSに申告することによって、輸出通関が完了するよう検討する」こととしており、輸入についても併せて検討を行っている。

(注) NACCS (Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System) は、通関及び輸入の際の関税の納付などを効率的に処理することを目的に構築された、税関官署、運輸業者、通関業者、倉庫業者、航空会社、船会社、船舶代理店、金融機関等の相互を繋ぐ電子的情報通信システムである。

(注) 米国においては、2010年1月から輸入港以外の場所から輸入申告できる遠隔地申告を開始している。また、EUにおいても2020年までにEU域内共通の電子通関システムを導入し、通関手続を簡便化することとしている。

## 2. 地域の再生・活性化の後押し

### (1) 観光産業の振興

#### ① 旅行業の免許更新時に必要となる資産を計算する際に、負債額から資本性のある役員借入金等を除くこと

旅行業法で、事業者が最低限保有していなければならない資産（資産合計－負債合計－供託金－資産のうち不良債権・繰延資産・営業権）を計算する際に、中小企業については金融庁の金融検査マニュアルに定める自己査定基準を適用し、資本性のある代表者等からの借入金等を負債から差し引いて計算することを認めること。【観光庁】

(注) 資産基準は、旅行業者が健全に事業を営むために必要とされる資産で、登録時(更新登録含む)に最近の事業年度決算において下記算式により得られる金額が、登録業務範囲毎に定める額以上になることを要する(旅行業法 第6条第1項第8号、施行規則第3条及び第4条)。5年毎に免許を更新する際に、資産基準を満たさない場合は、旅行業の登録を受けることができず、事業の継続が不可能となる。

○資産基準（＝資産合計－負債合計－供託金－資産のうち不良債権・繰延資産・営業権）

- ・第1種旅行業:3,000万円以上
- ・第2種旅行業: 700万円以上
- ・第3種旅行業: 300万円以上
- ・地域限定旅行業:100万円以上

(注)金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)は、企業の実態的な財務内容を検討するにあたり、代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるように定めている。

#### ② 国家戦略特区で認められる外国人旅行者へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること

外国人観光客の飛躍的な増大と地域の強みを活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人観光客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること。【外務省】

(注) 日本への旅行者が多いアジア地域におけるビザの免除国は、シンガポール・タイ・マレーシア・ブルネイ・韓国・台湾・香港・マカオの8か国に限られる。

(注) 今後訪日客の増加が見込まれるBRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ）などは、いずれもビザが必要である。

**③ 日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を地方への観光客として取り込むため、乗継客向けの無査証入国制度を導入すること**

日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を、わが国、とりわけ地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること。【外務省】

(注) 韓国では、外国人の乗継客が、韓国へのビザが免除されていない場合であっても、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドいずれかの国のビザを取得し、最終目的地までの航空券を所持している場合には、30日間の無査証入国を認めている。

(注) 日本に寄港するクルーズ船については、観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月観光立国推進閣僚会議）ならびに政府の規制改革会議において、クルーズ船入港時の入国審査の迅速化・円滑化を図るとともに、従来よりも長期の上陸期間が検討されている（従来72時間→最大30日間）。

**④ 総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められる通訳案内士以外の者が地域を限定して有償の通訳案内を行うことができる特例措置を、全国に適用拡大すること**

2020年の東京五輪開催に向け、訪日外国人観光客数の増加への対応とおもてなしの向上を図るため、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められる、通訳案内士以外の者でも地域を限定して有償の通訳案内を行うことができる特例措置を全国に適用拡大し、公的試験により高度な語学力と地域に関する知識を有すると認められる者が地域限定で有償の通訳案内を行えるようにすること。【観光庁】

(注) 通訳案内士法では、外国人に対し、外国語で、有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県に登録しなければならない。

(注) 平成25年の年間訪日外国人旅行者数は1千万人を超えたが、通訳案内士登録者数は全国で16,779人（平成25年4月1日現在）。特に中国人・韓国人向けの通訳案内士の人数が不足している。

(注) 英検1級、独検1級、仏検1級、中検1級、ハングル検定1級合格者ならびにTOEIC840点取得者は通訳案内士試験の語学試験が免除される。

(注) 総合特別区域法に「通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例」が盛り込まれ、総合特区の区域内において、特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者による有償ガイド行為が可能とされた（導入区域：北海道札幌市、大阪府泉佐野市、和歌山県高野・熊野地区、島根県益田地区、九州7県＜福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県＞）

(注) 改正中心市街地活性化法に「中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度の創設」が盛り込まれ、中心市街地の活性化に資する事業を経済産業大臣から認定された地域に限り、通訳案内士以外の者による有償ガイドが可能となる。

⑤ **外国人旅行者（インバウンド）の受入体制とおもてなしを強化するため、特別史跡である大阪城等の敷地内に施設の建設を認めること**

国内観光のみならず外国人旅行者（インバウンド）の受入体制とおもてなしを強化するため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡である大阪城をはじめ地域の歴史的文化的資源を徹底活用した外国人観光客の受入施設（お食事処など）を敷地内に建設することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。【文部科学省・文化庁】

（注）国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、巖島など、全国に61ヵ所ある。

（注）現在特別史跡内に観光客向けのお食事処や土産店など新たな施設を設置するには、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。また、同法施行令第5条第4項第1条により、文化庁長官または市教育委員会と申請、許可の流れが異なる。

（注）特別史跡指定地でなされる現状変更等の範囲と許可基準（大阪市の場合）

○特別史跡指定地でなされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものであること。

- ・発掘調査等学術調査のために必要な行為
- ・特別史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為
- ・公園等公共施設・公益的施設の維持上必要な行為
- ・民有地（神社有地）における土地所有者がその敷地内で行う宗教活動上必要な行為

（注）大阪城跡における地区別現状変更等の許可基準（抜粋）

○本丸地区

- ・大阪城跡の中核的地区であり、大阪城の特徴である歴史の重層性を尊重する保存・管理を基本とすることから、原則として既存施設の改修・更新以外の新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・大阪城特有の価値を構成する要素が集積し、これらの保存・管理、整備・活用を先導的に行う地区として、徳川期等の建物遺構推定地にある売店等の大規模便益施設は、計画的に地区外への機能の移転を検討し、新たな施設の建築は認めないものとする。

○内堀地区

- ・当地区では、専ら遺構の保存・管理、整備・活用に関わる行為以外は想定されないことから、その他の新たな公園施設等の設置は認めないものとする。

⑥ **国家戦略特区で認められる古民家・武家屋敷・農家等の歴史的建造物を宿泊施設・レストラン・オフィスとして活用できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること**

国家戦略特区に指定された地域においては、古民家や武家屋敷、農家等の歴史的建造物を建築基準法の適用除外とし、宿泊施設やレストラン、オフィスとして活用することができるようになる。日本文化の発信や外国人旅行者の増加への対応を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域で認めること。

【国土交通省・厚生労働省】

- (注) ホテル及び旅館は、建築基準法第 27 条において、ホテル及び旅館の耐火基準が定められている。
- ・建築基準法第 27 条第 1 項:3 階以上の階をホテル又は旅館の用途に供する者は、耐火建築物としなければならない。
  - ・建築基準法第 27 条第 2 項:2 階の部分のホテル又は旅館の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- (注) 建築基準法第 6 条において、ホテル及び旅館を建築もしくは増築・大規模修繕する際には建築確認を要する旨を規定しており、建築基準法第 20 条に規定する耐震基準を満たさなければならない。
- ・建築基準法第 20 条において、構造・面積・用途別に耐震基準が定められている。
- (注) ホテル及び旅館は、旅館業法施行令により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められている
- (注) 国家戦略特区として指定された関西圏や兵庫県養父市において、地方自治体により「地域再生特定物件」として認定された古民家等の歴史的建造物を宿泊施設やレストラン、オフィスとして活用することができる。
- (注) 歴史的建築物（住宅）の残存数：149 万棟（昭和 25 年以前の住宅数）

⑦ **外国クルーズ船の日本領海内でのカジノ営業を認めること**

カジノ営業ができないことを理由に日本を通過してしまふ外国クルーズ船の日本への寄港の可能性を高めるため、航行中(接岸していない状態)で、かつ同船舶の乗船客に限り、日本領海内でのカジノ営業を刑法の例外措置として認めること。【法務省】

- (注) 日本でのカジノ運営は、刑法第 186 条により禁止されており、刑法第 1 条では、日本国内を適用範囲と定めている。このため、外国の船舶であっても、日本領海ではカジノ運営を行うことはできず、公海上で運営されている。

## (2) 強い農林水産業づくり

### ① 「農地」の地目のままで高度な水流技術を使うメロン等の水耕栽培用の植物工場の建設を認めること

建屋の内部にレールや移動式棚、水流の配管などを設置し、高度な水流技術を使い生産性の高いメロンやトマト、イチゴ等の水耕栽培を行うため、「農地」の地目のままでコンクリートで地固めした植物工場の建設を認めること。【農林水産省】

(注) 平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知（13 経営第 6953 号）では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

(注) オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

### ② 国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること

国家戦略特区に指定された地域においては、農用地区域内であっても、農家自らが生産した野菜や地元で収穫した作物を中心に調理し提供するためのレストランを設置できるようになる。農業の六次産業化を全国で一層推進するため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域で認めること。【農林水産省】

(注) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

- ・「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日、日本経済再生本部決定）で 地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件が緩和された。

(注) 国家戦略特区として指定された新潟市や兵庫県養父市において、農用地区域内への農家レストランの設置が認められる。

### ③ 農業生産法人の経営の自由度を高めるため、農業関係者以外の議決権比率を拡大すること

民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資や IT 化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人における農業関係者以外の議決権の比率（現行 4 分の 1 以下）を拡大し、経営の自由度を高めること。【農林水産省】

（注）農地法第 2 条第 3 項の構成員要件

- ・農業関係者の総議決権が 4 分の 3 以上（農業関係者：農地等を提供した個人、農業の常時従業者、地方自治体、農協、農作業を法人へ委託している個人など）
- ・農業関係者以外の総議決権が 4 分の 1 以下（農業関係者以外：食品加工業者、生協・スーパー、農産物運送業者など）
- ・議決権の制限：株式会社は原則 1 口（株）1 票、農事組合法人については 1 人 1 票とされている。

### ④ 株式会社による農地の直接所有を認めること

農業を大規模化し生産性・収益性を高めるために、農地をリース方式ではなく直接所有したいと望む株式会社があるので、農業生産法人を設立することなく株式会社による農地の直接所有を認めること。

【農林水産省】

（注）農業生産法人とは農地の所有を認められた法人で、全国に 13,561 社ある。このうち株式会社が農業生産法人を設立した数は 3,169 社（平成 25 年 1 月 1 日現在）。全国の耕地面積は 453.7 万 ha で、このうち農業生産法人の耕作面積は 0.3 万 ha（3,178ha）しかない（平成 25 年 9 月現在）。農業就業人口が平成 7 年 414 万人から平成 25 年 239 万人に減少し、逆に耕作放棄地が平成 7 年 24 万 ha から平成 25 年 40 万 ha に増加する中、農業の担い手確保のためにも、株式会社による農業への直接参入と農地の直接所有が必要である。

（注）平成 21 年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになっているが（農地法第 3 条）、このリース方式では、農地の所有者から返還を求められるリスクを恐れて、農地を直接所有したい企業が大規模な設備投資や土地改良に踏み込みづらいとの声がある。



## ⑤ 畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコールフットイングを確保すること

畜産・酪農業への株式会社など多様な事業主体の参入を促進し、担い手の確保と競争力の強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業に応募できる農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等(イコールフットイング)になるように支援制度を整備すること。【農林水産省】

(注) 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条に規定されている畜産振興事業に応募できる団体等は以下の18種類に限られている。この応募団体リストに「畜産業を営む株式会社」はない。

- ① 農業協同組合
- ② 農業協同組合連合会
- ③ 農事組合法人
- ④ 全国農業協同組合中央会
- ⑤ 中小企業等協同組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑧ 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑨ 消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会
- ⑩ 一般消費者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑪ 畜産物価格安定法第6条第1項に規定する生乳生産者団体
- ⑫ 畜産物価格安定法第5条第1項に規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑬ 畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑭ 畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑮ 農業信用基金協会
- ⑯ 鉱工業技術研究組合
- ⑰ 広告代理業を主たる事業として営む株式会社
- ⑱ 畜産業を営む個人

(注) 平成26年度予算「畜産・酪農関係事業（農林水産省）」1,968億円のうち、1,848億円を独立行政法人農畜産業振興機構が実施している。

### (3) 地域の安心・安全・成長を支える基盤づくり

#### ① 薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による医薬品の移動販売を認めること

薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため、薬局による車両（ワゴン車や宅配バイクなど）を使った医薬品の移動販売を認めること。【厚生労働省】

（注）薬事法では、インターネット等の通信販売や、店舗で購入した商品の配達は認められている。また、富山の置き薬など訪問販売は配置薬のみ認められている（身分証携帯、後払いなどの制約あり）。

（注）薬事法（医薬品の販売業の許可の種類）

第 25 条 医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

- 一 店舗販売業の許可 一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）を、店舗において販売し、又は授与する業務
- 二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務
- 三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者（第 34 条第 3 項において「薬局開設者等」という。）に対し、販売し、又は授与する業務

#### ② 重度の要介護者の介護は予定した時間どおりには済まないため、警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

訪問看護・訪問介護等の現場において、重度の要介護者の介護が予定した時間どおりには済まない実態に合わせ、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること。なお、今後、介護サービスを必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の往診などと同様に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。【警察庁】

（注）道路交通法で、日時と場所等についてその都度警察署長の許可を得て駐車可能な「駐車許可車両」と、一定期間・エリアで駐車禁止場所に駐車可能な「駐車禁止除外車両」とがある。

「駐車許可車両」である訪問介護等は、介護サービスの提供時間の延長や変更ごとに許可を申請し直す必要があるなど、多大な手間がかかっている。

（注）現行の駐車禁止除外車両として認められているのは、郵便車、電気・ガス・水道工事者などの「公共性が高く緊急に広範かつ不特定な場所に対応する用務に使用する車両」と「身体障害者等で歩行が困難な方」が対象となっている。一方「駐車許可車両」は「冠婚葬祭」「引っ越し」「訪問看護・訪問介護等に使用中の車両」などが対象となっている。

③ **高齢者等の生活支援や老人ホーム等を運営する社会福祉法人等が利用者の財産を管理・処分できるよう、信託業の免許を与える対象に加えること**

高齢者等の生活の支援や老人ホーム等の運営を行っている社会福祉法人が、財産の管理や遺産の処分を任せたいといった利用者本人や家族のニーズに対応するため、社会福祉法人を信託業の免許を与える対象に加えること。【金融庁】

(注) 信託業法では、株式会社でない者に信託業の免許を与えてはならないとされている（第5条第2項）。

(注) 平成18年の信託業法改正時の付帯決議において、「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと」とされている。

④ **地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一なガイドラインを作成すること**

地域活性化のための広域連携事業として、飲食物の提供を伴う屋外イベントを行う際に、地方自治体によって販売可能な食品目が異なる場合があり、その結果、開催地を持ち回りで行うイベントの場合は同質性が保てなくなるほか、販売品目を絞ったり、他の地域との連携をあきらめざるを得ないことがある。広域連携事業としてのイベントを円滑に実施できるようにするため、食品衛生法第2条に基づき、国が統一な基準を示すガイドラインを作成すること。【厚生労働省】

(注) 食品衛生法第2条において、「国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」とされている。

(注) 食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。

※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後65℃以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。

(注) 地方中枢拠点都市や市町村間の連携協約を制度化する地方自治法の改正が動き出しており、市町村の枠を超えたイベントの開催が増加することが予想される。

⑤ 人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHz から30MHzの周波数帯の使用を認めること

電力用の電線を利用した通信を行う際に、家電製品などがつながった屋内の電線では、アマチュア無線などで使われる2MHz から30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が電波法で認められている。

一方、スマートメーターから分電盤までの電線では2MHz から30MHzの周波数帯を使用することが禁止され、10kHz から450kHzまでの低速な周波数帯しか使えないため、スマートメーターから屋内へデータを直接かつ高速で送ることができない。このため、現在は分電盤で10kHz から450kHzのデータを2MHz から30MHzのデータに変換して受け渡す必要があり、設備のコストアップと普及の障害になっている。

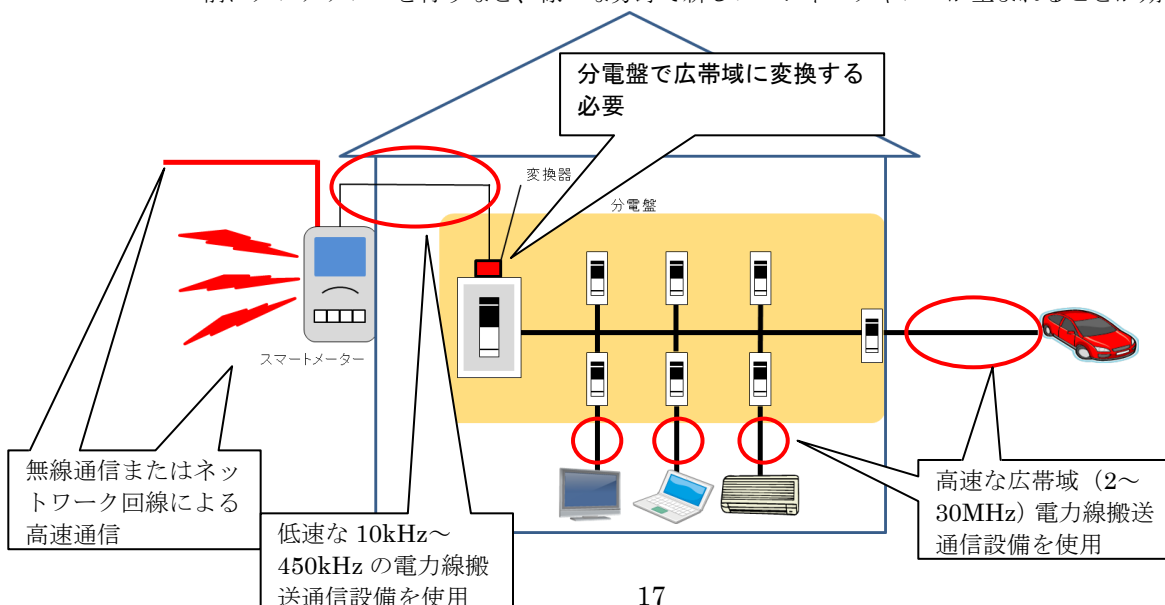
この障害を取り除き、人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHz から30MHzの周波数帯の使用を認めること。【総務省】

(注) スマートメーターとは、電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた次世代電力量計。スマートメーターの導入により、電力使用量をリアルタイムで把握することができ、消費者の節電意識が働くほか、電力会社にとっても電力の需要動向を細かく把握することができるというメリットがある。

(注) 「電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第86号）」において屋内に限定されていた広帯域（2～30MHz）電力線搬送通信設備（PLC）の使用範囲が屋外（分電盤から負荷側）にも拡大されたが、依然として屋内であっても屋外であってもスマートメーターから分電盤の間（分電盤から受電側）では使用が禁止されている。

〔備考〕電力線搬送通信設備（PLC）とは、電線を通信回線としても利用する技術。10～450kHzの周波数帯を用いるものを低速PLC、2～30MHzの周波数帯を用いるものを高速PLCと呼ぶこともある。

(注) スマートメーターから分電盤までの電線で2～30MHzの電力線搬送通信設備（PLC）の使用が可能になれば、電線の中で一貫した高速データ通信が行えるようになり、高齢者の生活パターン異常を早期に発見する高齢者見守りサービスや、在・不在に応じた宅配サービスの効率化、家電などの異常を検知し故障前にメンテナンスを行うなど、様々な分野で新しいビジネスチャンスが生まれることが期待される。



### 3. 対日投資の拡大

#### (1) 外国企業の誘致促進

##### ① 外国企業による地域統括拠点や研究開発拠点の整備を支援するアジア拠点化立地推進事業の対象拡大および募集期間の延長等を行うこと

アジア拠点化立地推進事業の補助対象事業は、外国企業による地域統括拠点と研究開発拠点を整備する事業のみを対象としているが、対日投資を拡大するため、日本に初めてオフィスや施設を設置する企業や、既存施設の拡張等の投資を行い、生産性向上や雇用拡大に寄与する事業についても対象とすること。また、公募から申請までの期間は現状2か月程度と短いため、外国企業が対応・申請するのに十分な募集期間に延長すること。併せて、会社設立手続の簡素化（ワンストップサービス化等）を図り支援すること。【経済産業省】

(注) アジア拠点化推進事業とは、新成長戦略（H22.6.18閣議決定）に基づき、日本をアジア拠点として復活させることを目的に、高付加価値型グローバル企業の統括拠点・研究開発拠点の国内立地に対して補助を行うもの。

(注) アジア拠点化推進事業の補助金の上限は、H22,23年度は10億円/件、H24,25年度は5億円/件。H24年度以降は、アジア拠点化推進法（平成24年8月3日公布）による、法人税負担軽減等の措置との併用が可能となった。

(注) アジア拠点化推進事業に採択された補助事業の数は、H22年度5件、H23年度10件（スリーエムヘルスケア(株)、Volvo Technology AB他）、H24年度4件（GE ジャパン(株)、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)他）、H25年度4件（シーメンス・ジャパン(株)、BASF ジャパン(株)他）。

(注) H25年度の公募期間は、4月1日から6月3日。

##### ② 国家戦略特区で認められる容積率緩和の特例措置を、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること

対日投資を促進するため、国家戦略特区で認められた容積率緩和の特例措置を、高層オフィスビルやオフィス近接のマンションを建設するなど、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること。【国土交通省】

(注) 国家戦略特区に指定された東京圏・関西圏において、国際ビジネス拠点の形成を促進するため、容積率緩和措置が認められる。

③ **国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること**

国際的ビジネス拠点および外国人の生活基盤の整備、ならびに外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた、外国人に対する日本の免許を持たない外国人医師の診察と外国人看護師の看護業務の特例措置を、全国の希望する地域で認めること。【厚生労働省】

(注) 医師になろうとするものは、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

(医師法第2条)

(注) 医師でなければ、医業をなしてはならない。(医師法第17条)

(注) 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。(保健師助産師看護師法第7条第3項)

(注) 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。(保健師助産師看護師法第31条)(保健師助産師看護師法第5条は、看護師に係る業を規定している。)

(注) 「医療」による在留資格で在留している外国人は、536人(平成25年6月30日現在)にとどまる。

(注) 国家戦略特区として指定された東京圏・関西圏・福岡市では、日本の免許を持たない外国人医師の診察・外国人看護師の業務が認められる。

## 4. 行政・財政改革

### (1) 行政・財政運営の見直し

#### ① 政府の物品・資材調達において行われている競り下げ方式による公共入札制度について、中小・小規模事業者への影響を検証し、見直すこと

政府の物品や資材調達において、一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」が平成23年度から試行されたが、利益度外視の競争を招くとともにデフレからの脱却の阻害要因ともなるため、中小・小規模事業者への影響を検証し、競り下げ方式による公共入札制度を見直すこと。【内閣府】

(注)平成25年5月に内閣官房行政改革推進本部事務局から公表された競り下げ試行の検証結果報告書には、「今後、各省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適当と考えられる。その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に与える効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と記載されている。

(注)官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（第3条）で、国等における物件の買入等の契約締結について「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」と規定されている。

(注)競り下げ方式の試行件数は、平成23年度は58件、約1億円（契約金額）、平成24年度（1月末まで）は155件、約3億円（契約金額）。

**【本件担当】** 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>